

財 産 目 録

平成 29年 3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
I 資産の部						
1 流動資産						
現金預金						
現金	精明学園	-	3月分 タイムケア利用者負担金	-	-	3,850
小口現金	軽井沢治育園 (現金手許有高)	-	事業運転資金	-	-	36,914
	精明学園 (現金手許有高)	-	事業運転資金	-	-	50,000
普通預金	法人本部 (八十二銀行中軽井沢支店)	-	事業運転資金として	-	-	18,337,515
	軽井沢治育園 (八十二銀行中軽井沢支店)	-	事業運転資金として	-	-	78,637,436
	精明学園 (八十二銀行茅野駅前支店)	-	事業運転資金として	-	-	149,812,607
			小計			246,878,322
事業未収金	軽井沢治育園	-	2, 3月分 介護給付費等	-	-	37,036,748
	精明学園	-	2, 3月分 介護給付費等	-	-	81,738,544
			小計			118,775,292
未収金	法人本部	-	平成28年度本部経費等	-	-	1,353,697
立替金	精明学園利用者 他	-	県社会福祉施設利用者互助会費等	-	-	2,178,663
前払費用	あいおいニッセイ損害保険	-	精明学園建物火災保険料等	-	-	1,119,346
			流動資産合計			370,305,320
2 固定資産						
(1) 基本財産						
土地(基本財産)	(軽井沢) 軽井沢町大字追分1607-4他	-	第1,2種社会福祉事業である軽井沢治育園において使用している	144,266,500	0	144,266,500
	(精明) 茅野市金沢4509他	-	第1,2種社会福祉事業である精明学園において使用している	26,478,121	0	26,478,121
			小計			170,744,621
建物(基本財産)	(軽井沢) 軽井沢町大字追分1607-1	平成12年度	第1,2種社会福祉事業である軽井沢治育園において使用している	567,319,182	263,440,872	303,878,310
	(精明) 茅野市金沢4509他	平成14年度	第1,2種社会福祉事業である精明学園において使用している	960,978,992	474,500,976	486,478,016
			小計			790,356,326
			基本財産合計			961,100,947
(2) その他の固定資産						
建物	精明学園	平成16年度	書類用倉庫等	3,662,022	1,399,450	2,262,572
構築物	軽井沢治育園	-	敷地内舗装等	36,447,019	13,912,183	22,534,836
	精明学園	-	カーポート等	8,248,121	4,685,308	3,562,813
			小計			26,097,649
車輛運搬具	(軽井沢) 日産キャラバン他 9台	-	利用者送迎用	21,389,252	18,984,530	2,404,722
	(精明) トヨタハイエース他 9台	-	利用者送迎用	24,504,819	14,394,542	10,110,277
			小計			12,514,999
器具及び備品	軽井沢治育園	-	衣類乾燥機等	25,497,483	21,705,775	3,791,708
	精明学園	-	特殊浴槽等	28,777,585	18,329,542	10,448,043
			小計			14,239,751
建設仮勘定	軽井沢治育園グループホーム	-	第1種社会福祉事業である軽井沢治育園グループホームにおいて使用している	68,491,918	0	68,491,918
権利	軽井沢治育園	-	電話加入権	72,800	0	72,800
	精明学園	-	電話加入権	149,240	0	149,240
			小計			222,040
ソフトウェア	軽井沢治育園	-	会計ソフト、ケース記録ソフト等	2,831,685	2,025,769	805,916
	精明学園	-	会計ソフト、ケース記録ソフト等	3,943,005	3,332,767	610,238
			小計			1,416,154
退職給付引当資産	(軽井沢) 県民間社会福祉施設退職共済	-	退職共済の事業主負担金	21,419,995	0	21,419,995
県社協退職給付引当資産	(精明) 県民間社会福祉施設退職共済	-	退職共済の事業主負担金	25,706,296	0	25,706,296
			小計			47,126,291
人件費積立資産	精明学園	-	将来における、人件費を積立している	15,000,000	0	15,000,000
			小計			15,000,000
修繕費積立資産						
軽井沢治育園修繕費積立資産		-		30,000,000	0	30,000,000
精明学園修繕費積立資産		-		20,000,000	0	20,000,000
			小計			50,000,000
備品等購入積立資産	軽井沢治育園	-	軽井沢治育園の備品等の入替更新等の為に積立している	10,000,000	0	10,000,000

(記載上の留意事項)

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。
- ・「使用目的等」欄には、社会福祉法人第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。
- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
- ・建物についてのみ「取得年度」欄を記載する。
- ・減価償却資産(有形固定資産に限る)については、「減価償却累計額」欄を記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。
- ・車輛運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車輛番号は任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。

財 産 目 録

平成 29年 3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額	
設備整備等積立資産 軽井沢治育園施設整備等積立資産 精明学園施設整備等積立資産	精明学園	-	精明学園の備品等の入替更新等の為に積立している	15,000,000	0	15,000,000	
	小計						25,000,000
	軽井沢治育園	-	軽井沢治育園の施設整備等の為に積立している	58,945,200	0	58,945,200	
	精明学園施設整備等積立金	-	精明学園の施設整備等の為に積立している	10,000,000	0	10,000,000	
	精明学園保護者会施設整備等積立金	-	特別室により、精明学園の施設整備に使用することが決定されている積	52,492,375	0	52,492,375	
小計						121,437,575	
その他の固定資産 自動車リサイクル預託金.	軽井沢治育園	-	公用車リサイクル預託金	80,460	0	80,460	
	精明学園	-	公用車リサイクル預託金	104,810	0	104,810	
小計						185,270	
その他の固定資産合計						383,994,219	
固定資産合計						1,345,095,166	
資産合計						1,715,400,486	
II 負債の部							
1 流動負債							
事業未払金	法人本部 (和栗会計事務所)	-	-	-	-	162,000	
	軽井沢治育園 (社会保険料他)	-	-	-	-	32,616,318	
	精明学園 (社会保険料他)	-	-	-	-	37,587,905	
	小計						70,366,223
預り金 預り金	精明学園利用者の日用品の支払いに係る預かり金	-	-	-	-	196,716	
	小計						196,716
職員預り金	軽井沢治育園退職職員、社会保険料	-	-	-	-	44,977	
	精明学園退職職員、社会保険料他	-	-	-	-	418,585	
	小計						463,562
流動負債合計						71,026,501	
2 固定負債							
退職給付引当金	(軽井沢) 県退職共済事業主負担金	-	-	-	-	21,419,995	
	(精明) 県退職共済事業主負担金	-	-	-	-	25,706,296	
	小計						47,126,291
固定負債合計						47,126,291	
負債合計						118,152,792	
差引純資産						1,597,247,694	

(記載上の留意事項)

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。
- ・「使用目的等」欄には、社会福祉法人第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。
なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。
- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
- ・建物についてのみ「取得年度」欄を記載する。
- ・減価償却資産(有形固定資産に限る)については、「減価償却累計額」欄を記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。
また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。
- ・車輛運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車輛番号は任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。